

保育所等利用申し込み手続きに

マイナンバー(個人番号)が必要です

マイナンバー制度の実施により、「支給認定申請書(兼入所申込書兼現況届出書)」にマイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。

また、提出の際には、マイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認と、番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行いますので、下記書類をお持ちください。

制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

記

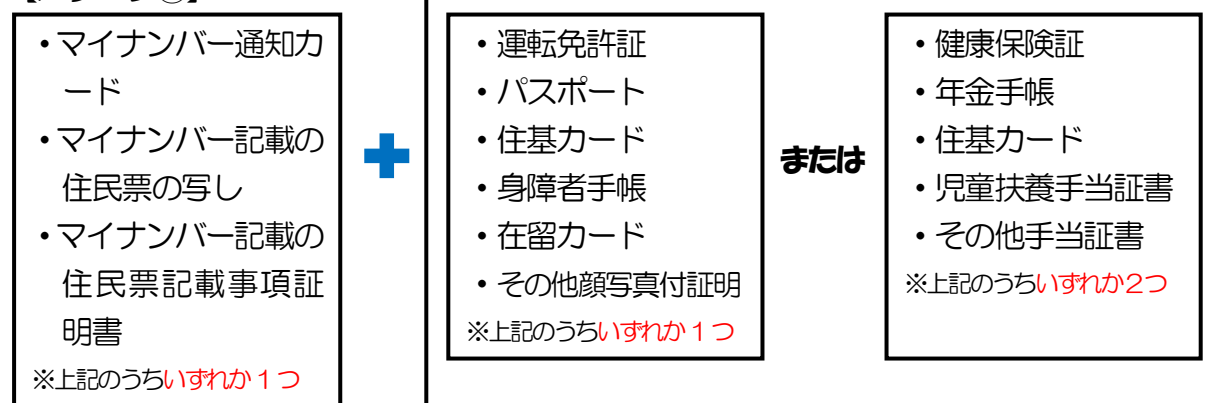
●申請者(保護者)本人が提出する場合

(例:「父」が申請者で「父」が窓口提出する場合)

【パターン①】

マイナンバーカード持参の場合は、個人番号カードのみで番号確認・身元確認ができます。

【パターン②】



●代理人が提出する場合

(例:「父」が申請者で「母」または「祖母」等が窓口提出する場合)

